

第5章 具体的な取組

1 発生を予防する

飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について正しく理解した上で、お酒と上手に付き合っていける社会をつくるための教育や啓発を推進するとともに、酒類関係事業者等による不適切な飲酒の誘引を防止するための取組を促進することで、アルコール健康障害及びアルコール関連問題の発生を予防します。

(1) 教育と啓発

飲酒に伴うリスクに関する知識を普及することを目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア 学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響等を正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てます。
【教育委員会（健康体育課）】
- イ 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知します。
【教育委員会（健康体育課）】
- ウ 家庭における未成年者の飲酒を防止するため、教育委員会やPTA等を通じた啓発を行い、未成年の飲酒に伴うリスクを保護者に伝え、アルコールに関する家庭教育の充実を図ります。【教育委員会（健康体育課）、障害政策課】
- エ 飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。【警察本部（運転管理課）】

オ 産科や市町村の母子保健と連携し、妊娠中、授乳中の女性が飲酒しない環境づくりを推進するため、胎児や乳児に影響を及ぼす飲酒についての知識を普及啓発します。【児童福祉課、保健予防課】

カ アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒の問題は、生活習慣病や睡眠に及ぼす身体的な影響だけではなく、アルコール依存症等の精神保健上の問題もあることを、県民に普及啓発し、不適切な飲酒の防止を図ります。【保健予防課、障害政策課、こころの健康センター】

キ 節度ある適度な飲酒量とは、1日当たりのアルコール摂取量が、男性であれば40g未滿、女性であれば20g未滿であることを、酒類ごとの具体的な量とともにわかりやすく整理し（下表参照）、県民に普及啓発します。【保健予防課】

※ 参考：純アルコール20gを含む酒量のおおよその目安

酒の種類（基準％）	酒の量	おおよその目安
ビール・発泡酒（5％）	500ml	中瓶又はロング缶1本
チューハイ（7％）	360ml	350ml缶1本
焼酎（25％）	100ml	0.5合強
日本酒（15％）	170ml	1合弱
ウィスキー・ジンなど（40％）	60ml	ダブル1杯
ワイン（12％）	200ml	グラス2杯弱

ク 交通労働災害の防止の観点から、各種講習会等の機会を活用し、飲酒運転を含む各違反行為に基づく事故発生事例を紹介するなど、企業内における安全管理意識の向上を図ります。【警察本部（交通企画課）】

(2) 適切な販売・提供

国、県及び酒類関係事業者が連携し、不適切な飲酒の誘引を社会全体で防止することを目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア 未成年者への酒類販売禁止の周知を徹底するため、税務署等と連携し、未成年者飲酒防止強調月間²⁹にあわせて行われる街頭キャンペーン等の実施に協力します。【子育て・青少年課】
- イ 酒類業者に対し、未成年者への販売禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修実施団体や税務署等と連携し、酒類販売管理研修³⁰のより一層の充実を図ります。【子育て・青少年課】
- ウ 酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、取締りの強化を図ります。【警察本部（少年課）】
- エ 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を徹底します。【警察本部（生活安全企画課）】
- オ 風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、取締りの強化を図ります。【警察本部（少年課）】
- カ 酒類を飲用等した少年の補導³¹の強化を図ります。【警察本部（少年課）】

29 4月1日から同月30日までの1か月間

30 酒類小売業者は、販売場ごとに酒類販売管理者を選任した上で、酒類販売管理者に対し、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければならない

31 飲酒による不良行為少年の補導人員は、平成29年中で315人、平成30年中で192人となっている

2 進行を予防する

こころの健康センターや保健福祉事務所等が中心となって、アルコール健康障害及びアルコール関連問題に関する相談支援の場所を確保し、一般医療を含む幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体と連携することにより、アルコール依存症等の問題で悩んでいる人に、誰かが、いつも、地域のどこかで関わりを持つことができる適切な体制づくりを行うことで、アルコール健康障害及びアルコール関連問題の進行を予防します。

(1) 早期介入への取組

地域や職域におけるアルコール健康障害の予防や早期発見・早期支援のための体制を整備することを目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア アルコール依存症が疑われる者やその家族が、アルコール依存症の可能性に気づき、医療機関・行政機関・自助グループ等における早期の相談につながるができるよう、アルコール依存症の初期症状等に関する情報の周知・啓発を行います。【障害政策課、こころの健康センター】

- イ 平成30年度版の「標準的な健診・保健指導プログラム³²⁾」においては、アルコール使用障害スクリーニング(AUDIT³³⁾の結果、アルコール依存症ではないものの問題飲酒と認められる者には減酒支援を行うことが、また、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげる事が推奨されていることから、保健指導の場面で適切な指導が行われるよう、健診・保健指導に関わる医師や保健師、管理栄養士等を対象とした研修会等を実施し、必要な知識の普及を図ります。【保健予防課】

32 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査・特定保健指導を中心に、生活習慣病対策を推進するための効果的な健診・保健指導を実施するに当たり、当該事業に関わる者が理解しておくべき基本的な考え方や留意点等を厚生労働省が示したもの

33 Alcohol Use Disorders Identification Test の略称で、WHO が作成したスクリーニング方法の一つ。10 個の質問から構成されており、0～40 点でアルコールの使用に関する問題を評価するもの

- ウ アルコール依存症が疑われる者やその家族が早期に相談につながるができるよう、保健福祉事務所の精神保健相談担当者や、市及び保健福祉事務所の生活保護相談担当者、あるいは民生委員など、潜在的な依存症者等と接する機会がある地域の支援者を対象とした、アルコール依存症の特性を踏まえた適切な関わり方を学ぶための研修会を実施します。【こころの健康センター】

- エ 職域保健における適切な早期対応を促進するため、労働局や医師会等と連携し、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図り、医療機関と産業保健スタッフの連携強化が図れるよう支援します。【保健予防課、保健福祉事務所、こころの健康センター】

(2) 医療の充実と連携

アルコール依存症を含むアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域にかかわらず、質の高い医療を受けられるよう、地域において専門医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア 県は、SBIRTS の考え方にに基づき、アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、簡易介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、プライマリ・ケアや内科、救急等の一般医療の従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組みます。【こころの健康センター】

- イ 県は、治療拠点機関や専門医療機関を中心とした地域のネットワークを構築するため、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる内科、救急等の一般医療機関や、専門医療機関及び自助グループを含む民間団体等の関係機関が相互に連携を強化できるよう、地域における情報交換の場の設置等を行います。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

(3) 関連問題への対応

飲酒運転や酩酊による事故等を起こした者やその家族について、こころの健康センターや保健福祉事務所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア 飲酒運転をした者³⁴に対する飲酒取消講習³⁵において、警察は、県が作成した相談を呼びかけるような啓発資料を提供するなど、アルコール依存症が疑われる者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるような取組を行います。
【警察本部（運転管理課）、障害政策課、こころの健康センター】

- イ 飲酒運転事犯者に対しては、刑務所や保護観察所が指導や再犯防止プログラム等を行う際に、その求めに応じ、依存症に関する教育を行うほか、帰住先の相談機関及び自助グループ等を紹介することで、本人に合った相談や治療、回復へとつなげるための取組が推進されるよう、司法と行政との更なる連携強化を図ります。【こころの健康センター】

- ウ 酩酊による事故、暴力・虐待、又は自殺未遂等を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合、又はアルコール依存症等の者を保護した場合には、必要に応じ、警察から保健福祉事務所・保健所につなぐよう努めます。保健福祉事務所等は、必要に応じてこころの健康センターに協力を求めるなどして、地域の関係機関で連携し、酩酊等により問題を起こした者又はその家族を、アルコール関連問題の相談や専門医療機関等における治療、または自助グループ等の行う断酒に向けた分かち合い等の活動につなぐための取組を推進します。【警察本部（生活安全企画課）、保健福祉事務所、こころの健康センター】

34 運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるものの法令違反が含まれている者、及び無免許で飲酒運転の法令違反がある者

35 2日間の講習であるが、通常の取消処分者とは異なり、第2日目については第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施されている

- エ アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱に基づく自殺対策事業を実施する際は、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の施策を推進します。【障害政策課、こころの健康センター】

(4) 相談支援の推進

相談から治療、回復支援に係る機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、アルコール健康障害を有している者とその家族が適切な支援を受けられる体制を構築することを目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、こころの健康センターが中心となって、アルコール健康障害を有している者やその家族が気軽に相談できる相談の拠点をより明確に周知するとともに、保健福祉事務所や保健所といった、地域におけるより身近な相談窓口についても周知を行います。【障害政策課、こころの健康センター】
- イ アルコール依存症が疑われる者やその家族からの相談があった場合には、SBIRTS の考え方にに基づき、こころの健康センターや保健福祉事務所等から適切な医療機関を紹介したり、必要に応じて自助グループ等を紹介するほか、お酒をどうしても飲みたくなってしまいう気持ちの背景にある根本的な悩みや困りごとに関する相談にも対応します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】
- ウ こころの健康センター、保健福祉事務所・保健所、市町村においては、地域における医療機関・行政機関・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで、適切な相談や治療、回復支援にまでつなげるための連携体制を構築します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

3 再発を予防する

アルコール依存症は、個人の意志の強さ等の問題ではなく、飲酒をしていれば誰でもなる可能性がある精神疾患であり、同時に、周囲の理解と支援によって回復可能な病気でもあるということを、当事者の体験談を通じて社会全体が理解することで、アルコール健康障害及びアルコール関連問題の再発を予防し、アルコール依存症者等の円滑な社会復帰を後押しします。

(1) 社会復帰の支援

アルコール依存症は精神疾患であり、治療により回復する病気であること等、アルコール依存症者に対する理解を深め、就労や復職における必要な支援を行うとともに、地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うことで、円滑な社会復帰を支援することを目標として、以下の施策に取り組みます。

ア こころの健康センターにおいて、アルコール依存症の当事者が依存症について学ぶプログラムや、家族が当事者との関わり方の工夫を学ぶための家族教室を開催し、回復のための支援を行います。【こころの健康センター】

イ アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰への社会全体での支援が円滑に進むよう、アルコール依存症について、「飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること」、「飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること」、「治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること」等に重点を置いた普及啓発を実施します。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

ウ アルコール依存症についての啓発に際しては、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談に基づく講演を行うなど、より効果的な啓発となるよう努めます。【障害政策課、こころの健康センター】

- エ アルコール依存症の当事者の、休職からの復職や継続就労が偏見や誤解なく行われ、他の疾患同様に職場における理解や、復職と治療の両立のための支援が促されるよう、労働局や職域保健との連携強化を図ります。【障害政策課、こころの健康センター】

(2) 民間団体への支援

地域において自助グループや民間団体との連携を促進することを目標として、以下の施策に取り組みます。

- ア こころの健康センター、保健福祉事務所・保健所、市町村において、相談等の機会を活用し、自助グループで活動する回復者による体験談や回復事例を紹介したり、自助グループの連絡先を社会資源の一覧リストに掲載すること等により、自助グループの活動や役割に関する周知に協力するとともに、更なる連携体制の強化に努めます。【障害政策課、こころの健康センター】

- イ こころの健康センター、保健福祉事務所・保健所、市町村において、アルコール依存症の当事者が、自分にもっとも合った方法・場所で回復することができるよう、関係機関の連携の中で自助グループを地域の社会資源として積極的に活用し、それぞれのグループの機能に応じた役割を果たす機会を提供していきます。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

4 基盤を整備する

発生予防、進行予防及び再発予防におけるそれぞれの施策や取組を確実に推進するため、関係機関における人材等の基盤を整備します。

(1) 人材養成

- ア 平成30年度版の「標準的な健診・保健指導プログラム」においては、アルコール使用障害スクリーニング（AUDIT）の結果、アルコール依存症ではないものの問題飲酒と認められる者には減酒支援を行うことが、また、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることを推奨されていることから、保健指導の場面で適切な指導が行われるよう、健診・保健指導に関わる医師や保健師、管理栄養士等を対象とした研修会等を実施し、必要な知識の普及を図ります。【再掲】
- イ アルコール依存症が疑われる者やその家族が早期に相談につながるができるよう、保健福祉事務所の精神保健相談担当者や、市及び保健福祉事務所の生活保護相談担当者、あるいは民生委員など、潜在的な依存症者等に対応する機会がある地域の支援者を対象とした、アルコール依存症の特性を踏まえた適切な関わり方を学ぶための研修会を実施します。【再掲】
- ウ 職域保健における適切な早期対応を促進するため、労働局や医師会等と連携し、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図り、医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図れるよう支援します。【再掲】
- エ 県は、SBIRTSの考え方にに基づき、アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、プライマリ・ケアや内科、救急等の一般医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組みます。【再掲】

(2) 相談拠点及び治療拠点等の整備

- ア こころの健康センターにおいて、依存症対策全国拠点機関で実施する指導者養成研修等を積極的に受講した上で、関係機関と連携し対応するための依存症相談員を配置し、相談拠点機関としての体制を整備します。【こころの健康センター】
- イ 県は、治療拠点機関となり得る医療機関に対して、依存症対策全国拠点機関が実施する指導者養成研修等の積極的な受講を促した上で、専門医療機関となり得る他の医療機関向けの研修事業等を行うことのできる高度な人材を養成します。【障害政策課】
- ウ 県は、専門医療機関となり得る医療機関に対して、依存症対策全国拠点機関が実施する指導者養成研修や、治療拠点機関が実施する研修等の積極的な受講を促した上で、地域の相談機関や医療機関、自助グループを含む関係団体等と有機的に連携するための体制を整備します。【障害政策課】

(3) 地域における連携体制の構築

- ア こころの健康センター、保健福祉事務所・保健所、市町村においては、SBIRTS の考え方にに基づき、地域（例えば保健医療圏ごと等）における医療機関・行政機関・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで、適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を構築します。【再掲】
- イ 県は、専門医療機関となり得る医療機関に対して、依存症対策全国拠点機関で実施する指導者養成研修等の積極的な受講を促した上で、地域の相談機関や医療機関、自助グループを含む関係団体等と有機的に連携するための体制を整備します。【再掲】